

平成30年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（H30.4.27現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A000-00	301001570	歯科外来診療環境体制加算	5	施設基準①	1352	1317	施設基準①変更のため
			5	施設基準②	1362	1352	施設基準②変更のため
			5	施設基準③	1317	0	施設基準③変更のため
A002-00	301026470	再診時歯科外来診療環境体制加算	5	施設基準①	1352	1317	施設基準①変更のため
			5	施設基準②	1362	1352	施設基準②変更のため
			5	施設基準③	1317	0	施設基準③変更のため

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算対応テーブル加算項目			変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	診療行為名称				
3	C154	CC010	303001270	地域医療連携体制加算（歯科訪問診療料）		新設		「疑義解釈資料の送付について（その3）」（平成30年4月25日事務連絡）に基づき新設
3	C154	CC013	303001570	滞在時間加算（1号地域）		新設		〃
3	C154	CC014	303001670	往診往復時間加算（2号地域）		新設		〃
3	C154	CC011	303001370	海路（波浪時）加算（往路）		新設		〃
3	C154	CC012	303001470	海路（波浪時）加算（復路）		新設		〃
5	C154	CC025	303004270	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2又はかかりつけ歯科医療強化型歯科診療所の場合（同一建物居住者以外の場合））	加算識別	08	04	「疑義解釈資料の送付について（その3）」（平成30年4月25日事務連絡）に基づき変更
5	C154	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2又はかかりつけ歯科医療強化型歯科診療所の場合（同一建物居住者の場合））	加算識別	08	04	〃
5	C154	CC038	303006970	歯科訪問診療補助加算（イ以外の保険医療機関の場合（同一建物居住者以外の場合））	加算識別	08	04	〃
5	C154	CC039	303007070	歯科訪問診療補助加算（イ以外の保険医療機関の場合（同一建物居住者の場合））	加算識別	08	04	〃
3	C154	CC040	303007170	歯科訪問診療移行加算（かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の場合）		新設		「疑義解釈資料の送付について（その3）」（平成30年4月25日事務連絡）に基づき新設
3	C154	CC041	303007270	歯科訪問診療移行加算（イ以外の場合）		新設		〃

※平成30年4月診療分から適用